

議題	実務対応レベルの新規テーマの評価
項目	権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理(実務対応専門委員会の評価)

## I. 基準諮問会議への検討要望の内容

(テーマ)

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

(提案理由)

従業員及び役員に対して有償で発行される勤務条件及び業績条件等の権利確定条件が付された新株予約権を発行した企業における会計上の取扱いが、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、ストック・オプション会計基準)において明確ではないため、新規テーマとして提案を行うものである。

(具体的内容)

従業員及び役員(以下、従業員等)に対して、勤務条件及び業績条件等の権利確定条件が付された新株予約権を、権利確定条件を反映させた公正価値を金銭で従業員等が払い込み、有償で発行する事例が最近見られる。当該新株予約権については、以下の会計上の論点があると考えられるが、企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、ストック・オプション会計基準)においては、これらの論点が必ずしも明確でないと考えられる。

### ① スtock・オプション会計基準の対象となるか否か

ストック・オプション会計基準において、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行された新株予約権がその範囲に含まれるか否かが明確ではない。

ストック・オプション会計基準が適用されると考える場合には、付与されたストック・オプションを対価として従業員が追加的に提供したサービスについて、費用処理が必要になると考えられる。他方、ストック・オプション会計基準が適用されないと考える場合には、資金調達目的であり、付与後の費用処理は必要にならないと考えられる。

ストック・オプション会計基準の対象となるか否かで、費用処理の要否が変わり得るため、その考え方を明確化することが望まれる。

### ② スtock・オプション会計基準の対象となる場合の具体的な会計処理

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行された新株予約権がストック・オプション会計基準の対象となる場合、その会計処理が明確ではない。

特に費用計上額の算定のもととなるストック・オプションの公正な評価単価の算定にあたり、業績条件を考慮するか否かにより費用計上額が大きく異なることも想定される。

上記の論点も含め、ストック・オプション会計基準の対象となる場合の具体的な会計処理について、その考え方を明確化することが望まれる。

なお、明確化にあたっては、既に当該新株予約権を発行している企業に対する経過措置についても併せて定めることが望まれる。

(参考)

従業員及び役員（以下、従業員等）に対して、勤務条件及び業績条件等の権利確定条件が付された新株予約権は、例えば以下のとおりに発行される。

＜発行条件＞

会社が従業員等に対して金銭を対価として、新株予約権を発行する。  
 当該新株予約権には権利確定条件として、勤務条件と業績条件が付されている。  
 従業員から受け取る新株予約権の対価は、上記の勤務条件と業績条件を反映させた「公正価値」とされている。  
 権利確定日は付与日から一定年数経過後である。

## II. テーマアップの要否への該当

1. テーマアップの要件を基にした、テーマアップの要否に関する分析は次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

第4項に記載のとおり、既に100社以上で導入されており、今後も増加する可能性があることから、広範な影響があると考えられる。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本テーマは、会計処理の明確化を求めて、監査人からなされたものである。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

会計処理については、現在は発行時における払込金額を新株予約権として計上しているのみの会社が多いため、実務上のばらつきは少ないと考えられる。

一方、事務局が調べた範囲では、有価証券報告書提出会社について、権利確定条件付き有償新株予約権を「ストック・オプションに関する注記」において開示している取引事例と開示していない取引事例があり、実務上、ばらつきが見られる。これは、第14項で記載しているように、権利確定条件付き有償新株予約権が、複合金融商品適用指針とストック・オプション会計基準のいずれの適用対象となるのかについて、記載からは必ずしも明確ではないためと考えられる。

また、第25項で記載しているように、ストック・オプション会計基準では、権利確定条件を公正な評価単価の算定に含めるべきかどうか明記されていないため、「ストック・オプションに関する注記」において開示している取引事例について、実務上、ばらつきが生じている可能性はある。

(4) 会計基準レベルのものではないか。

本件は特定の取引について取扱いの明確化を求めているものであり、会計基準レベルのものには該当しない。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

ストック・オプション会計基準の適用上の複雑さがあり、また、会社法との関係も整理する必要がある可能性がある(第6項参照)ため、開発は容易ではない可能性があるものと考えられる。

なお、提案者は、明確化にあたっては、既に当該新株予約権を発行している企業に対する経過措置についても併せて定めることが望まれるとしており、実務対応報告等の開発に際しては留意する必要があるものと考えられる。

### III. 実務対応専門委員会における本テーマの評価

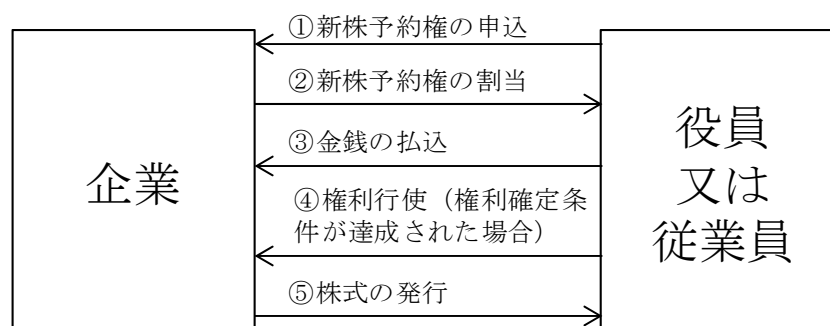
2. 権利確定条件付き有償新株予約権については、第1項(1)に記載のとおり、すでに導入企業が相当程度あり、今後も増加する可能性があるため、広範な影響があると考えられる。また、第1項(3)に記載のとおり、現在は発行時における払込金額を新株予約権として計上しているのみの会社が多いため、実務上のばらつきは少ないものの、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)と企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)のいずれの適用対象となるのかについて、記載からは必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。

第1項(5)に記載のとおり、ストック・オプション会計基準の適用上の複雑さがあり、また、会社法との関係も整理する必要がある可能性があるため、基準開発は容易ではない可能性があるものの、取扱いを明確にすべきというニーズは高いと考えられる点を踏まえると、当該取引について、ASBJにおいて検討することが適切であると考えられる。

以降では、本テーマを評価した取引内容と課題を記述する。

## IV. 取引の概要

3. 権利確定条件付きで役員又は従業員に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）は、典型的には、「業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めること」<sup>1</sup>等を目的として、以下のような内容で発行される。



- a. 企業は、会社法の規定に基づき、新株予約権の募集事項（新株予約権の内容（行使価額、権利確定条件等を含む。）及び数、募集新株予約権の払込金額、割当日、払込期日等）を決議する。

当該新株予約権には権利確定条件として、勤務条件<sup>2</sup>及び業績条件<sup>3</sup>（又はいずれか一方）が付されている。

- b. 募集新株予約権を引き受ける役員又は従業員は、申込期日までに申し込む。（①）
- c. 企業は、申込者の中から募集新株予約権を割り当てる者及びその数を決定する。（②）割り当てを受けた者は、割当日に募集新株予約権の新株予約権者になる。
- d. 新株予約権者となった役員又は従業員は、払込期日までに、金銭を企業に払い込む。（③）新株予約権の払込金額は、企業の株価情報や新株予約権の内容（行使価額、業績条件等）等が考慮され、一般的なオプション価格算定モデル（例えば、モンテカルロ・シミュレーション等）によって算出された結果を参考に決定される<sup>4</sup>。
- e. 権利行使が可能な期間は、募集新株予約権の割当日から一定年数経過後に設定される。勤務条件及び業績条件が達成された場合に、権利行使可能日以降に権利行使が可能となる。
- f. 役員又は従業員は、権利行使時に行使価額を会社に払い込む。（④）
- g. 企業は、役員又は従業員に対して株式を発行する。（⑤）

4. 事務局が調べた範囲では、有価証券報告書提出会社について、2010年1月から2014年8

<sup>1</sup> 適時開示情報の事例から引用している。

<sup>2</sup> 勤務条件とは、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう。

<sup>3</sup> 業績条件とは、一定の業績（株価を含む。）の達成又は不達成に基づく条件をいう。

<sup>4</sup> 権利確定条件（勤務条件及び業績条件）の設定により、払込金額が発行時の株価に比べて著しく低い取引事例が見られる。

月までに、約 130 社<sup>5</sup>で当該取引が行われている。

## V. 関連する会計基準の整理

5. 権利確定条件付き有償新株予約権については、複合金融商品適用指針と、ストック・オプション会計基準の定めが関連すると考えられる。
6. なお、会計処理の検討に際しては、会社法との関係も整理する必要がある可能性がある。会社法における論点としては、有利発行規制と役員報酬規制が関係すると考えられる。

### 複合金融商品適用指針

7. 複合金融商品適用指針では、適用範囲について次のように記載されている。

2. 本適用指針は、金融商品会計基準が適用される場合において、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に適用する。また、本適用指針は、これに関連する新株予約権及び自己新株予約権の会計処理についても取り扱っている。ただし、新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。

(結論の背景)

34. 本適用指針では、新株予約権について、現金を対価として受け取り、付与されるものを適用範囲としている(第2項参照)。これは、平成17年12月27日公表の企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)で取り扱われていない新株予約権の会計処理を適用範囲とする趣旨である。ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対してストック・オプションを付与する取引の他、企業が財貨又はサービスを取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引は前提としていない(ストック・オプション会計基準第3項)。したがって、当該取引の会計処理については、本適用指針の定めによることとなる

8. また、新株予約権を発行したとき及び新株予約権が行使された場合の会計処理については次のように記載されている。

4. 新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額(会社法第238条第1項第3号)を、純資産の部に「新株予約権」として計上する。

<sup>5</sup> 調査範囲は、2010年1月以降2014年7月までに、「有償ストック・オプション」を含む表題で適時開示情報を公表した会社である。

5. 新株予約権が行使された場合の会計処理は次のように行う。

(1) 新株を発行する場合

新株予約権が行使され、新株を発行する場合の会計処理は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額（会社法第 238 条第 1 項第 3 号）と新株予約権の行使に伴う払込金額（会社法第 236 条第 1 項第 2 号）を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。

(2) 自己株式を処分する場合

新株予約権が行使され、自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理は、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて取り扱う（企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下「自己株式等会計基準」という。）第 9 項、第 10 項及び第 12 項）。

自己株式処分差額を計算する際の自己株式の処分の対価は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額との合計額とする。

### ストック・オプション会計基準

9. スtock・オプション会計基準では、適用範囲について次のように記載されている。

3. 本会計基準は、次の取引に対して適用される。

(1) 企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引

(2) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、(1)以外のもの

(3) 企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引  
なお、(2)又は(3)に該当する取引であっても、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）等、他の会計基準の範囲に含まれる取引については、本会計基準は適用されない。

10. スtock・オプション会計基準が適用されない取引として、次のように記載されている。

(結論の背景)

27. 本会計基準は、第 3 項で述べた取引に適用される。したがって、本会計基準は、次のような取引には適用されない。

(1) 自社株式オプション又は自社の株式を用いない取引（第 28 項）

(2) 付与した自社株式オプション又は交付した自社の株式が、財貨又はサービスの取得の対価にあたらぬ場合（第 29 項）

(3) デット・エクイティ・スワップ取引（第 30 項）

(4) 取得するものが事業である場合（第 31 項）

(5) 従業員持株制度において自社の株式購入に関し、奨励金を支出する取引  
（第 32 項）

(6) 敵対的買収防止策として付与される自社株式オプション（第 33 項）

11. スtock・オプションの会計処理については、次のように記載されている。

4. Stock・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、Stock・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。
5. 各会計期間における費用計上額は、Stock・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額である。Stock・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にStock・オプション数を乗じて算定する。

12. Stock・オプションの性質等については、次のように記載されている。

2. (2) 「Stock・オプション」とは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいう。Stock・オプションには、権利行使により対象となる株式を取得することができるというStock・オプション本来の権利を獲得すること（以下「権利の確定」という。）につき条件が付されているものが多い。当該権利の確定についての条件（以下「権利確定条件」という。）には、勤務条件や業績条件がある。

2. (4) 「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。

（結論の背景）

23. （中略）従業員等に付与される自社株式オプションは、一般的に報酬としての性格を持つと考えられる。（以降、略）

## VI. 分析

### 検討のポイント

13. 権利確定条件付き有償新株予約権については、主として、①有償（発行時に役員又は従業員が企業に金銭を払い込む。）である、②権利確定条件（勤務条件及び業績条件（又はいずれか一方））があるという特性がある。この①の特性は、複合金融商品適用指針及びStock・オプション会計基準の適用範囲と関連しているため、有償新株予約権と会計基準の適用範囲との関係が論点となる。

また、仮にStock・オプション会計基準の適用範囲に入ると考える場合には、①及び②の特性を考えた場合に、権利確定条件付き有償新株予約権の付与が報酬の性質を含むか否かが論点となる。

### 有償新株予約権と会計基準の適用範囲との関係について

14. 権利確定条件付き有償新株予約権が、複合金融商品適用指針とストック・オプション会計基準のいずれの適用対象となるのかについては、以下の定めが関連すると考えられるが、その記載からは必ずしも明確ではないと考えられる。
- 「新株予約権について、現金を対価として受け取り、付与されるものを適用範囲としている。」(複合金融商品適用指針第 34 項)
  - 「企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引は前提としていない(ストック・オプション会計基準第 3 項)。」(複合金融商品適用指針第 34 項)。
  - 「ストック・オプションについては、会社法上の払込金額の有無又は多寡にかかわらず、本会計基準を適用の結果、算定された金額で費用及び新株予約権の計上を行う。」(ストック・オプション会計基準第 22 項)

### 報酬の性質を含むか否かに関する検討

15. 権利確定条件付き有償新株予約権について、勤務条件や業績条件などの権利確定条件がある場合には、無償のストック・オプションと類似の性質を有することになるため、上記のとおり、ストック・オプション会計基準の適用対象となるか否かは明らかではないものの、ストック・オプション会計基準の内容と整合性を図るか否かが論点となる。ここで、仮に権利確定条件付き有償新株予約権について、ストック・オプション会計基準と整合性を図る場合、権利確定条件付き有償新株予約権が報酬の性質を有するか否かが論点になると考えられるため検討を行う。
16. スtock・オプション会計基準は、報酬について、「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものをいう。」としている(ストック・オプション会計基準第 2 項(3))。ストック・オプションが報酬に含まれる理由としては、「一般には、合理的な経済活動を営んでいる企業が見返り無く自社株式オプションを付与しているとは考えにくい。そのため、審議の中では、企業が従業員等に自己株式オプションを付与した場合には、そのような自己株式オプションは、基本的に報酬性を有するものと理解すべきと考えられた。」とされている(ストック・オプション会計基準第 36 項)。
17. また、ストック・オプション会計基準の検討に際して実施した実態調査の結果の中で、「圧倒的な多数がストック・オプション制度の目的として勤労意欲の増進を挙げていることから明らかなように、従業員等に付与された自己株式オプションが、多かれ少なかれインセンティブ効果を有すること、すなわち、これを従業員等に付与した場合に量又は質の面で追加的なサービスの提供が期待されること自体については、あまり異論がないものと考えられた。」とされている(ストック・オプション会計基準第 36 項)。



18. このストック・オプションが報酬性を有するとした理由と第13項に記載された①有償であるという特性及び②権利確定条件があるという特性を照らして考えた場合、以下が論点になると考えられる。

- 取引時点の公正価値に基づき有償で取引が行われる点。
- 勤務条件が付されている点（勤務条件により一定期間の勤務が要求される場合には、企業は権利確定期間にサービスを受け取ると考えるかどうか。）。
- 業績条件が付されている点（業績条件を達成するためのインセンティブ効果を有し、これを従業員等に付与した場合に量又は質の面で追加的なサービスの提供が期待されると考えるかどうか。）。

### 会計処理への影響

19. ここでは、全体像を理解するために、仮に権利確定条件付き有償新株予約権がストック・オプション会計基準の適用範囲に入る場合、会計処理について、どのような影響が生じるかについて整理する。

### （現行の会計基準の概要）

20. スtock・オプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定する。当該公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法等に基づき当期に発生したと認められる額を費用計上する。（第11項参照）。

$\text{公正な評価額} = \text{公正な評価単価} \times \text{ストック・オプション数}$
--

21. 公正な評価単価について、ストック・オプション会計基準では次のように記載されている。

- |  |
|--|
| <p>6. スtock・オプションの公正な評価単価の算定は、次のように行う。</p> <p>(1) 付与日<sup>6</sup>現在で算定し、第10項(1)の条件変更の場合を除き、その後は見直さない。</p> <p>(2) スtock・オプションは、通常、市場価格を観察することができないため、株式オプションの合理的な価額の見積りに広く受け入れられている算定技法を利用することとなる。算定技法の利用にあたっては、付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう必要に応じて調整を加える。ただし、失効の見込みについてはストック・オプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。</p> |
|--|

22. ここで、失効には、権利確定条件が達成されなかったことによる失効（以下「権利不確定による失効」という。）と、権利行使期間中に行使されなかったことによる失効があると

<sup>6</sup> 付与日とは、ストック・オプションが付与された日をいい、会社法における募集新株予約権の割当日がこれにあたる（ストック・オプション会計基準第2項(6)）。

されている（ストック・オプション会計基準第2項(13)）。

23. スtock・オプション数について、ストック・オプション会計基準では次のように記載されている。

7. スtock・オプション数の算定及びその見直しによる会計処理は、次のように行う。

(1) 付与されたストック・オプション数（以下「付与数」という。）から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する。

(2) 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合（第11項の条件変更による場合を除く。）には、これに応じてストック・オプション数を見直す。

これによりストック・オプション数を見直した場合には、見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益として計上する。

(3) 権利確定日には、ストック・オプション数を権利の確定したストック・オプション数（以下「権利確定数」という。）と一致させる。

これによりストック・オプション数を修正した場合には、修正後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、権利確定日までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を権利確定日の属する期の損益として計上する。

（結論の背景）

51. 第7項及び第9項に規定するように、ストック・オプションに関する会計処理に関しては、権利不確定による失効数と権利不行使による失効数を反映させる必要がある。前者は、勤務条件や業績条件が達成されないことによる失効数である。このうち、業績条件の中には、株価を条件とするもののように、一般に、権利不確定による失効数を見積ることが困難なものが含まれている。ただし、株価を条件とする業績条件とする場合であっても、例えば、離散時間型モデル等を利用して合理的に見積った失効数を反映することは認められると考えられる。

（分析）

24. 仮に権利確定条件付き有償新株予約権がストック・オプション会計基準の適用範囲に入る場合の会計処理の検討においては、(1)権利確定条件を有することの影響、(2)有償で受け取る金額の公正な評価単価への影響を検討することが考えられる。

権利確定条件を有することの影響

25. スtock・オプション会計基準では、権利確定条件を公正な評価単価の算定に含めるべきかどうか明記されていないものの<sup>7</sup>、権利不確定による失効に業績条件が達成されないことによる失効が含まれていることから、権利確定条件は公正な評価単価の算定には含めず、権利不確定による失効の見積数に反映するものと考えられる。
26. ここで、Stock・オプション会計基準では、付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合には、これに応じてStock・オプション数を見直し、見直し後のStock・オプション数に基づくStock・オプションの公正な評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益として計上するとされている（Stock・オプション会計基準第7項）。
27. 権利確定条件を失効に反映する場合、権利確定条件付き有償新株予約権の発行時において業績条件が達成されない可能性が高いと判断するときには権利不確定による失効の見積数に含まれ、公正な評価額（公正な評価単価 × Stock・オプション数）の計算に反映される。次項に記載のとおり、有償で受領する額をこの公正な評価額から控除すると、発行時に計上される費用は重要性がない可能性がある。
- そして、その後のある時点で権利確定条件が達成される可能性が高くなったと判断するときに、権利不確定による失効の見積数の減少に伴いStock・オプション数を見直した場合には、当該時点における公正な評価額は発行時に計算される公正な評価額と比べて増加する。この増加に伴い、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額が、見直した期の損益として一時に計上することになり、権利確定条件が達成されるかどうかにより、費用計上額に大きな差が生じる可能性がある。

#### 有償で受け取る金額の公正な評価単価への影響

28. 第21項に記載のとおり、公正な評価単価は、株式オプションの合理的な価額の見積りに広く受け入れられている算定技法を利用して算定される。無償で付与されるStock・オプションでは、Stock・オプションとサービスは等価で交換されているため、いずれか高い信頼性をもって測定可能な評価額を使うとして、この算定方法を採用している。ここで、権利確定条件付き有償新株予約権については、有償で受領した金額は公正な評価単価の算定に際し、控除すべきと考えられるがどうか。

以上

<sup>7</sup> IFRSでは、株式市場条件は付与した資本性金融商品の公正価値を見積もる際に考慮しなければならないとされているが、株式市場条件以外の権利確定条件は考慮してはならないとされている（IFRS第2号「株式に基づく報酬」第19項、第21項）。これは、株式市場条件以外の権利確定条件を評価に織り込むことの困難さ、それによりもたらされる主観性などを勘案したものである（IFRS第2号BC215、BC216）。